

お客さま 各位

武蔵野銀行

## むさしのインターネット（モバイル）バンキング利用規定改定のお知らせ

インターネットバンキングにおける電子交付サービスの取扱開始及びローンサービスの機能拡大等に伴い、2018年5月25日より「むさしのインターネット（モバイル）バンキング利用規定」を改定いたしましたので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

改定内容は以下のとおりです。

改定後	改定前
<p>1. インターネット（モバイル）バンキング（省略）</p> <p>(1) サービス内容</p> <p>ア. ～カ. 省略</p> <p><u>キ. 電子交付サービス</u></p> <p><u>ク. ローンサービス</u></p> <p><u>ケ. 住所変更受付サービス</u></p> <p><u>コ. 預金口座振替受付サービス</u></p> <p><u>サ. ご利用口座追加受付サービス</u></p> <p><u>シ. メッセージ・電子メール通知サービス</u></p> <p><u>ス. その他当行が今後追加するサービス</u></p> <p><u>1.1. 電子交付サービス</u></p> <p><u>電子交付サービスは、郵送等でお届けしている投資信託の各種帳票を、本サービスから接続する「電子交付サービス」専用ページにおいて電子ファイル（PDF方式）で閲覧できるサービスです。電子交付サービスの利用は、上記専用ページにおける申込み手続きが必要です。なお、利用停止は当行本支店の店頭における所定の手続きによりますが、本サービスを解約した場合は、電子交付サービスも同時に利用停止（解約）されます。</u></p> <p><u>1.2. ローンサービス</u></p> <p><u>ローンサービスは、契約者が当行で借入れたローンについて、お借入残高・ご返済状況等ご契約内容の照会ならびに一部繰上返済の申込み、金利変更の申込み及び一部繰上返済と金利変更の同時申込みならびにそれらに付随する当行所定の取引を行うことができるサービスです。ただし、ローンの契約種類、取引の状況等によっては、ご利用いただけない場合があります。</u></p> <p>なお、<u>ローンサービス</u>は、インターネットバンキングでのみご利用いただけます。</p> <p>(1) <u>ローン明細照会</u></p> <p><u>ローンの明細照会</u>は、契約者の端末からの依頼にもとづき、ご契約の<u>ローン</u>のうち契約者が指定する明細の当行所定の時点における借入残高等の契約内容情報を提供するサービスです。</p>	<p>1. インターネット（モバイル）バンキング（省略）</p> <p>(1) サービス内容</p> <p>ア. ～カ. 省略</p> <p><u>キ. 住宅ローンサービス</u></p> <p><u>ク. 住所変更受付サービス</u></p> <p><u>ケ. 預金口座振替受付サービス</u></p> <p><u>コ. ご利用口座追加受付サービス</u></p> <p><u>サ. メッセージ・電子メール通知サービス</u></p> <p><u>シ. その他当行が今後追加するサービス</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>1.1. 住宅ローンサービス</u></p> <p><u>住宅ローンサービスは、契約者が当行で借入れ、届出の代表口座を返済用口座とする住宅ローンの明細照会および一部繰上返済申込み・申込み取消ならびにそれらに付随する当行所定の取引を行うことができるサービスです。ただし、住宅ローンの契約種類、取引の状況等によっては、ご利用いただけない場合があります。</u></p> <p>なお、<u>住宅ローンサービス</u>は、インターネットバンキングでのみご利用いただけます。</p> <p>(1) <u>住宅ローン明細照会</u></p> <p><u>住宅ローンの明細照会</u>は、契約者の端末からの依頼にもとづき、ご契約の<u>住宅ローン</u>のうち契約者が指定する明細の当行所定の時点における借入残高等の契約内容情報を提供するサービスです。</p>

(2) ローン一部繰上返済サービス

ア. ローン一部繰上返済申込みは、契約者の端末からの依頼および当行の承認にもとづき、契約者が当行で借入れたローンについて、借入の一部を期限前に繰り上げて返済することができるサービスです。

なお、本サービスでは全額繰上返済はご利用いただけません。

イ. ローン一部繰上返済の申込みができるローンの種類は、当行所定のものとします。

ウ. 本サービスの受付可能期間は、当行所定の期限内とします。なお、当行は事前に通知することなく当行所定の時限を変更することがあります。

エ. ローン一部繰上返済の申込みにあたっては、当行から借入れたローン（本サービスにて指定いただいたローン）の借入れ条件について、「ローン契約書（金銭消費貸借契約証書）」（以下「原契約書」）といいます。ただし、原契約書に付随する追加約定書、変更契約書または特約書等がある場合はこれを含みます。）の定めに関わらず、契約者が本サービス内で指定した変更申込み内容および当行の承認にもとづき、変更手続を行います。

オ. (省略)

カ. 本サービスを申込みした場合、別途契約書等の締結は行わず、変更に関する契約内容は、契約者が取引確認画面にて確認するものとします。

なお、申込み内容は当行がその内容を確認した時点で依頼が確定したものとし、申込画面の「繰上返済日」に手続きを行います。

キ. (省略)

ク. 一部繰上返済の所要資金として、本サービス申込時に当行所定の計算方法により算出する繰上返済金額合計、当行所定の取扱手数料、未払利息（以下、「一部繰上返済資金等」）を、繰上返済日に返済指定預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書の提出によらず引落すものとします。

ケ. 以下の事由等により申込み内容の手続きができなかった場合は、申込みは取消しされたものとします。

・繰上返済日当日に一部繰上返済資金等を返済指定口座より引落とすことができなかった場合。なお、当行手続き時に一旦不能となった一部繰上返済申込みについては、返済指定口座へ一部繰上返済日当日中に資金の入金があっても、当行は引落しを行わず、一部繰上返済手続きを行いません。

(省略)

(削除)

・返済指定預金口座等に諸届出があり、当行が支払停止等の手続きを行っている場合

(省略)

(2) 住宅ローン一部繰上返済申込み

ア. 住宅ローン一部繰上返済申込みは、契約者の端末からの依頼および当行の承認にもとづき、契約者が当行で借入れた住宅ローンについて、借入の一部を期限前に繰り上げて返済することができるサービスです。

なお、本サービスでは全額繰上返済はご利用いただけません。

イ. 住宅ローン一部繰上返済の申込みができる住宅ローンの種類は、当行所定のものとします。

ウ. 住宅ローン一部繰上返済の申込みは、毎月返済日の翌営業日から次回返済日の3営業日前の当行所定の時限までとします。

エ. 住宅ローン一部繰上返済の申込みにあたっては、当行から借入れた住宅ローン（本サービスにて指定いただいたローン）の借入れ条件について、「むさしのローン契約書（金銭消費貸借契約証書）」（以下「原契約書」）といいます。ただし、原契約書に付随する追加約定書、変更契約書または特約書等がある場合はこれを含みます。）の定めに関わらず、契約者が本サービス内で指定した変更申込み内容および当行の承認にもとづき、変更手続を行います。

オ. (省略)

カ. 本サービスを申込みした場合、別途契約書等の締結は行わず、変更に関する契約内容は、契約者が取引確認画面にて確認するものとします。

なお、申込み内容は当行がその内容を確認した時点で依頼が確定したものとし、次回返済日に手続きを行います。

キ. (省略)

ク. 一部繰上返済の所要資金として、本サービス申込時に当行所定の計算方法により算出のうえ通知する繰上返済金額合計、当行所定の取扱手数料、未払利息および次回約定返済額を、繰上返済日に返済用預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書の提出によらず引落すものとします。

ケ. 以下の事由等により申込み内容の手続きができなかった場合は、申込みは取消しされたものとします。

・繰上返済日当日に引落金額（繰上返済金額合計、当行所定の取扱手数料、未払利息および次回約定返済額）を返済用口座より引落とすことができなかった場合

(省略)

・連帯債務で借入れしている場合

・返済用預金口座等に諸届出があり、当行が支払停止等の手続きを行っている場合

(省略)

(改定前のコ、サ、シ、ス、ソは削除する)

コ. 住宅借入金等特別控除の適用を受けている方は、一部繰上返済により当初借入れから最終返済期限までの返済期間が10年未満となった場合、以降の控除の適用は受けられなくなります。

(3) ローン一部繰上返済申込みの変更・取消  
ア. (省略)

イ. 一部繰上返済の申込み内容については、当行所定の時限内であれば、契約者は端末を用いて当行が指定する方法により取消を行うことができるものとします。

(4) 金利変更サービス

ア. 金利変更申込みは、契約者の端末からの依頼および当行の承認にもとづき、契約者が当行で借入れた住宅ローンについて、固定変動自由選択型住宅ローンのうち、固定金利の再選択ができるサービスです。なお、金利選択は、次のaまたはbに定めるものとします。

a. 当該住宅ローンの契約書（金銭消費貸借契約書）（以下「原契約書」といいます。ただし、原契約書に付随する追加約定書、変更契約書、または特約書等がある場合はこれを含みます。）に定める変動金利が適用されている場合は、約定返済日に当行所定の固定金利を選択すること。

b. 当該住宅ローンの原契約書に定める固定金利選択が適用されている場合は、その固定金利特約期間終了時において、当行所定の固定金利を再度選択すること。

イ. 本サービスが利用いただけるローンの種類は当行所定のものとし、ローンの契約種類、取引状況等によっては、ご利用いただけない場合があります。

ウ. 本サービスの受付可能期間は、当行所定の時限内とします。なお、当行は事前に通知することなく当行所定の時限を変更することがあります。

コ. むさしのダイレクトの解約以前に受付けした申込み内容については、その受付を有効なものとして手続きします。ただし、本サービス受付後、返済用口座を解約された場合は、本サービスに関する取引は無効となります。

サ. 契約者の取引状況、契約状況によっては、申込み内容の手続きができない場合があります。

シ. 連帯保証人がいる場合は、あらかじめ連帯保証人の同意があるものとして取扱います。同意確認が済んでいない場合は、確認後、再度お申込みしてください。

ス. 申込み後に、自宅または勤務先に申込み内容の確認のため、電話をさせていただく場合があります。

セ. 住宅借入金等特別控除の適用を受けている方は、一部繰上返済により当初借入れから最終返済期限までの返済期間が10年未満となった場合、以降の控除の適用は受けられなくなります。

ソ. データの更新処理のため、サービスの利用停止をさせていただく場合があります。

なお、サービス利用停止中に操作されている場合は、再度ログインが必要となります。

(3) 住宅ローン一部繰上返済申込みの変更・取消  
ア. (省略)

イ. 一部繰上返済の申込み内容については、次回返済日の3営業日前の当行所定の時限までに、本サービス内の一部繰上返済申込みの取消を行うことで、取消しが可能です。

(新設)

エ. 金利変更の申込にあたっては、原契約書の定めに関わらず、契約者が本サービス内で指定した変更申込み内容および当行の承認にもとづき、変更手続を行います。

オ. 本サービスの返済額の試算結果は、あくまでも概算となります。実際の手続きの結果とは異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。金利変更後の借入残高、返済額、残りの返済回数および返済期限については、後日当行より送付する返済予定表で確認してください。また、申込時の金利と金利変更手続日の金利が相違する場合は、低い方の金利を適用し、金利変更手続きを行います。

カ. 本サービスを申込みした場合、別途契約書等の締結は行わず、変更に関する契約内容は、契約者が取引確認画面にて確認するものとします。なお、申込み内容は当行がその内容を確認した時点で依頼が確定したものとし、申込画面の「金利変更手続日」に手続きを行います。

キ. 金利変更の所要資金として、本サービス申込時に当行所定の計算方法により算出する当行所定の取扱手数料を、金利変更手続日に返済指定預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書の提出によらず引落すものとします。

ク. 以下の事由等により申込み内容の手続きができなかった場合は、申込みは取消しされたものとします。

- ・金利変更手続日当日に当該ローンの返済が遅延している場合
- ・金利変更手続日当日までに全額繰上返済している場合
- ・民事再生手続などの法的整理（手続）中の場合
- ・差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不相当と認めた場合
- ・返済指定預金口座等に諸届出があり、当行が支払停止等の手続きを行っている場合
- ・当行の責めに帰さない事由により、取引ができなかった場合

#### (5) 金利変更申込みの変更・取消

ア. 前記4. (2) により依頼内容が確定した後は、依頼内容の変更はできないものとします。

イ. 金利変更の申込み内容については、当行所定の時限内であれば、契約者は端末を用いて当行が指定する方法により取消を行うことができるものとします。

#### (6) 同時申込サービス

ア. 同時申込は、契約者の端末からの依頼および当行の承認にもとづき、契約者が当行で借入れた住宅ローンについて、前記(2)一部繰上返済と前記(4)金利変更を同時に申込み場合にご利用できるサービスです。ただし、ご利用いただける住宅ローンの種類は当行

(新設)

(新設)

所定のものとし、契約者のローンご利用状況・お取引状況によりご利用いただけない場合があります。

イ. 同時申込の受付可能時間は当行所定の時限内とします。なお、当行は事前に通知することなく当行所定の時限を変更することがあります。

ウ. 同時申込にあたっては、原契約書の定めに関わらず、契約者が本サービス内で指定した変更申込み内容および当行の承認にもとづき、変更手続を行います。

エ. 本サービスの返済額の試算結果は、あくまでも概算となります。実際の手続きの結果とは異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。手続き後の借入残高、返済額、残りの返済回数および返済期限については、後日当行より送付する返済予定表で確認してください。

オ. 本サービスを申込みした場合、別途契約書等の締結は行わず、変更に関する契約内容は、契約者が取引確認画面にて確認するものとします。なお、申込み内容は当行がその内容を確認した時点で依頼が確定したものとし、申込画面の「同時申込手続日」に手続を行います。

カ. 一部繰上返済により、未払利息が発生する場合は一部繰上返済時に清算するものとします。

キ. 当行は、前記4.(2)により依頼内容が確定した場合、「同時申込手続日」に一部繰上返済の所要資金として、一部繰上返済資金等を、返済指定預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書の提出によらず引落すものとします。

ク. 以下の事由等により申込み内容の手続きができなかった場合は、申込みは取消しされたものとします。

・同時申込手続日当日に一部繰上返済資金等を返済指定口座より引落とすことができなかった場合。なお、当行手続き時に一旦不能となった一部繰上返済申込みについては、返済指定口座へ一部繰上返済日当日中に資金の入金があっても、当行は引落しを行わず、一部繰上返済手続を行いません。

・同時申込手続日当日に当該ローンの返済が遅延している場合。

・同時申込手続日当日までに全額繰上返済している場合。

・民事再生手続などの法的整理(手続)中の場合

・差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不相当と認めた場合

・返済指定預金口座等に諸届出があり、当行が支払停止等の手続を行っている場合

・当行の責めに帰さない事由により、取引ができなかった場合

<p><u>・なお、同時申込手続き当日に、当該ローンのご返済がなされた場合で、一部繰上返済資金等のみが返済指定口座から引落しできなかった場合は、金利変更手続きのみ行うものとします。</u></p>	
<p><u>(7) 同時申込の変更・取消</u>  <u>ア. 前記4.(2)により依頼内容が確定した後は、依頼内容の変更はできないものとします。</u>  <u>イ. 同時申込内容については、当行所定の期限内であれば、契約者は端末を用いて当行が指定する方法により取消を行うことができるものとします。</u></p>	(新設)
<p><u>(8) 共通事項</u>  <u>上記(2)ローン一部繰上返済サービス、(4)金利変更サービス、(6)同時申込サービスの手続きに関しては共通事項として以下の取扱いとします。</u>  <u>ア. むさしのダイレクトの解約以前に受付けした申込み内容については、その受付を有効なものとして手続きします。ただし、本サービス受付後、返済指定口座を解約された場合は、本サービスに関する取引は無効となります。</u>  <u>イ. 契約者の取引状況、契約状況によっては、申込み内容の手続きができない場合があります。</u>  <u>ウ. 連帯債務者、または連帯保証人がいる場合は、あらかじめ連帯債務者、または連帯保証人の同意があるものとして取扱います。</u>  <u>エ. 申込み後に、自宅または勤務先に申込み内容の確認のため、電話をさせていただく場合があります。</u>  <u>オ. データの更新処理のため、サービスの利用停止をさせていただく場合があります。</u>  <u>なお、サービス利用停止中に操作されている場合は、再度ログインが必要となります。</u></p>	(新設)
<p><u>1.3. 住所変更受付サービス</u> (省略)</p>	<u>1.2. 住所変更受付サービス</u> (省略)
<p><u>1.4. 預金口座振替受付サービス</u> (省略)</p>	<u>1.3. 預金口座振替受付サービス</u> (省略)
<p><u>1.5. ご利用口座追加受付サービス</u> (省略)</p>	<u>1.4. ご利用口座追加受付サービス</u> (省略)
<p><u>1.6. メッセージ・電子メール通知サービス</u> (省略)</p>	<u>1.5. メッセージ・電子メール通知サービス</u> (省略)
<p><u>1.7. サービスの追加</u> (省略)</p>	<u>1.6. サービスの追加</u> (省略)
<p><u>1.8. 個人情報の利用目的について</u> (省略)</p>	<u>1.7. 個人情報の利用目的について</u> (省略)
<p><u>1.9. 契約期間</u></p>	<u>1.8. 契約期間</u>

<p>(省略)</p> <p><u>20.</u> 届出事項の変更等 (省略)</p> <p><u>21.</u> 免責条項 (省略)</p> <p><u>22.</u> アクセスの制限 (省略)</p> <p><u>23.</u> 解約 (1)～(6) 省略 (7)契約者に次の各号の事由が1つでも生じたときは、当行は契約者にその旨の通知を発信することなく解約できるものとします。 ア～エ省略 <u>オ.1年以上にわたり本サービスの利用がないとき</u> <u>き</u></p> <p><u>24.</u> サービスの休止 (省略)</p> <p><u>25.</u> サービス内容・規定の変更 (省略)</p> <p><u>26.</u> 規定の準用 (省略)</p> <p><u>27.</u> 譲渡・質入れの禁止 (省略)</p> <p><u>28.</u> 準拠法・合意管轄 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(省略)</p> <p><u>19.</u> 届出事項の変更等 (省略)</p> <p><u>20.</u> 免責条項 (省略)</p> <p><u>21.</u> アクセスの制限 (省略)</p> <p><u>22.</u> 解約 (1)～(6) 省略 (7)契約者に次の各号の事由が1つでも生じたときは、当行は契約者にその旨の通知を発信することなく解約できるものとします。 ア～エ省略</p> <p><u>23.</u> サービスの休止 (省略)</p> <p><u>24.</u> サービス内容・規定の変更 (省略)</p> <p><u>25.</u> 規定の準用 (省略)</p> <p><u>26.</u> 譲渡・質入れの禁止 (省略)</p> <p><u>27.</u> 準拠法・合意管轄 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---